第 42 期議会 第 5 会期（2024）

第一読

以下の電子版は参照用です。

印刷版が正式なバージョンとなります。

OCCA 注釈：この文書は AI 翻訳によるものであり、参照用です。法的効力はありません。正式な法的用途については、政府が発行したオリジナルの英語版を参照してください。

ニキ・シャルマ司法長官閣下

2024 年第 23 号法案

反人種差別法

目次

第一部 ― 解釈と原則

1 解釈

2 原則

第二部 ― 反人種差別行動計画

3 反人種差別行動計画

4 行動計画の要件

第三部 ― 州立反人種差別委員会

5 州立反人種差別委員会

6 行動規範および利益相反の要件

7 委員会の役割

8 顧問および専門家

第四部 ― 先住民族に対する構造的人種差別

9 政府の責任

10 公的機関は先住民族と協議し協力しなければならない

11 先住民族特有の構造的人種差別に対する行動

12 先住民族特有の反人種差別評価

13 先住民族特有の反人種差別トレーニング

14 先住民族特有の採用、保持、および昇進

第五部 ― 構造的人種差別

15 委員会の責任

16 公的機関は人種化されたコミュニティと関わらなければならない

17 構造的人種差別に対する行動

18 反人種差別評価

19 反人種差別トレーニング

20 採用、保持、および昇進

第六部 ― コンプライアンス

21 コンプライアンス・レビュー

22 コンプライアンス命令

第七部 ― 説明責任

23 公的機関の年次報告書

24 一般の反応

25 大臣の年次報告書

26 法案および規制の独立したレビュー

27 レビューの要件

第八部 ― 助成金

28 助成金の申請

29 大臣は助成金を提供できる

第九部 ― 一般規定

30 違反法第 5 条は適用されない

31 規制

32-33 関連する改正

34 施行

国王陛下は、ブリティッシュ・コロンビア州議会の助言と同意を得て、以下の通り制定します。

第一部 ― 解釈と原則

1 (1) この法律において：

「行動計画」とは、第3条（3）（a）を除き、第3条［反人種差別行動計画］に基づいて作成された州立反人種差別行動計画を意味します。

「委員会」とは、第5条に基づいて設立された州立反人種差別委員会を意味します。

「コミュニティへの危害」とは、反人種差別データ法第1条［解釈］における定義と同じ意味を持ちます。

「先住民族」とは、先住民族の権利に関する宣言法第1条（1）［解釈］における定義と同じ意味を持ちます。

「公的機関」とは、反人種差別データ法第1条における定義と同じ意味を持ちます。

「公開する」とは、文書に関して、その文書が一般の注目を集めることが合理的に期待できる方法で文書を公表することを意味します。

(2) この法律を実施するにあたり、政府および公的機関は以下を考慮しなければなりません：

(a) ブリティッシュ・コロンビア州の先住民族の多様性、特に独自の言語、文化、慣習、伝統、権利、法的伝統、制度、統治構造、領土との関係、および知識体系。

(b) 植民地主義的な慣行、政策、および法律に根ざした、先住民族特有の構造的人種差別。

2 原則

この法律の運営および解釈は、以下の原則に従わなければなりません：

(a) 構造的人種差別、先住民族特有の構造的人種差別、および人種的不平等は、ブリティッシュ・コロンビア州の個人およびコミュニティに危害を及ぼしており、緊急の行動を必要としている。

(b) 構造的人種差別および先住民族特有の構造的人種差別の特定と排除、ならびにプログラム、サービス、政策、および法律における人種平等の推進を目的とした行動は、データ

に基づくものでなければならない。

(c) 構造的人種差別の特定と排除、および人種平等の推進のための行動をとる際には、個人の交差するアイデンティティが、どのように独自の経験をもたらし、あるいは構造的人種差別や人種的不平等に直面するリスクを高めるかを考慮しなければならない。

(d) 先住民族と協議し協力すること（ファースト・ネーションズ、メティ、およびイヌイットのそれぞれの独自の権利、利益、優先事項、および懸念を認識すること）は、先住民族特有の構造的人種差別の特定と排除、人種平等の推進、およびこの法律の実施に不可欠である。

(e) ブリティッシュ・コロンビア州の人種化されたコミュニティとの関わりは、構造的人種差別の特定と排除、人種平等の推進、およびこの法律の実施に不可欠である。

(f) 構造的人種差別、先住民族特有の構造的人種差別、および人種的不平等によって危害を受けた個人およびコミュニティの回復を支援するために、プログラムおよびサービスへの投資が必要である。

第二部 ― 反人種差別行動計画

3 反人種差別行動計画

(1) 政府は、2026 年 6 月 1 日までに、ブリティッシュ・コロンビア州における構造的人種差別および先住民族特有の構造的人種差別を特定して排除し、人種平等を推進するための州立反人種差別行動計画を策定しなければなりません。

(2) 行動計画の策定および改訂は、以下を通じて行われなければなりません：

(a) 先住民族との協議および協力

(b) 人種化されたコミュニティとの関わり

(3) 行動計画の策定および改訂にあたり、政府は以下を考慮しなければなりません：

(a) 先住民族の権利に関する宣言法第 4 条［行動計画］に基づいて作成された行動計画

(b) 反人種差別データ法第 17 条［研究の優先順位］に基づいて確立された研究の優先順位

4 行動計画の要件

(1) 行動計画には以下を含めなければなりません：

(a) 構造的人種差別および先住民族特有の構造的人種差別を特定して排除し、人種平等を推進するために公的機関がとるべき行動

(b) 構造的人種差別、先住民族特有の構造的人種差別、イスラム嫌悪、および反ユダヤ主義の危害に対応するために公的機関がとるべき行動

(c) 構造的人種差別および先住民族特有の構造的人種差別の特定と排除、人種平等の推進、および(b)号に規定する危害への対応における、公的機関の目標

(d) (c)号に基づく各目標の達成に向けた進捗状況を評価するために使用される指標

(2) 第(1)項に規定する事項を特定の公的機関に関する行動計画に含める前に、政府は当該公的機関と協議しなければなりません。

(3) 政府は以下を行わなければなりません：

(a) 少なくとも 2 年ごとに行動計画をレビューすること

(b) 各レビューの後、必要に応じて行動計画を改訂すること

(4) 行動計画の策定または改訂後、大臣は速やかに以下を行わなければなりません：

(a) 行動計画を公開すること

(b) 行動計画をアクセシブルな形式で提供すること

第三部 ― 州立反人種差別委員会

5 州立反人種差別委員会

(1) 大臣は、州立反人種差別委員会を設立しなければなりません。

(2) 大臣は、委員会の委員として、少なくとも 7 人、多くとも 11 人を任命しなければなりません。

(3) すべての委員は、以下の要件を満たす個人でなければなりません：

(a) 人種化された個人であること

(b) 構造的人種差別の排除および人種平等の推進のための業務において専門知識を有すること

(4) 委員会には、以下の者を含めなければなりません：

(a) 人種化された個人またはコミュニティを支援する団体を代表する、少なくとも２人の個人

(b) システム思考の理論および実践において専門知識を有する、少なくとも２人の個人

(c) 反人種差別トレーニングのカリキュラムの開発および実施において専門知識を有する、少なくとも２人の個人

(5) 大臣は、委員の一人を委員会の議長として任命することができます。

(6) 個人は以下のように任命されることができます：

(a) 最大３年の任期で委員に任命されること

(b) 最大３年の任期で、一回または複数回再任されること

(7) 個人が連続して委員を務めることができる期間は、6年を超えてはなりません。

(8) 連続して６年間委員を務めた個人は、再任される資格を失います。

(9) 委員会は、以下の事項に関する規則を定めることができます：

(a) 会議の招集および進行について

(b) 小委員会の設置、小委員会への委員の任命、および小委員会の権限と義務の規定について

(10) 大蔵省委員会の一般指令に従い、大臣は以下を行うことができます：

(a) 委員が職務遂行にあたって必然的に発生した合理的な旅費および諸経費を払い戻すか、または支払うこと

(b) 委員に謝礼金を支払うこと

6 行動規範および利益相反の要件

(1) 大臣は、委員のための行動規範および利益相反の要件を定めなければなりません。

(2) 委員は、大臣が定めた行動規範および利益相反の要件を遵守しなければなりません。

7 委員会の役割

(1) 委員会は、以下の事項について政府に助言を行わなければなりません：

(a) 構造的人種差別の特定および排除、ならびに人種平等の推進

(b) 行動計画の策定および改訂

(c) この法律および規制の実施

(2) 委員会は、以下の事項について公的機関に助言を行わなければなりません：

(a) 構造的人種差別の特定および排除、ならびに人種平等の推進

(b) 行動計画の実施

(3) 委員会は、第(1)項および第(2)項に基づく政府および公的機関への助言に関する報告書を公開することができます。

(4) 第(3)項に基づき公開される報告書は、アクセシブルな形式で提供されなければなりません。

8 顧問および専門家

(1) 大臣は、委員会を支援するために大臣が必要と認める顧問または専門家を雇用または保持することができ、その報酬を定めることができます。

(2) 公務員法は、第(1)項に基づき雇用または保持された者には適用されません。

第四部 ― 先住民族に対する構造的人種差別

9 政府の責任

(1) 先住民族と協議し協力した上で、政府は以下を行わなければなりません：

(a) 公的機関が先住民族特有の構造的人種差別に関する反人種差別評価を実施するための、反人種差別評価フレームワークを策定すること

(b) 先住民族特有の構造的人種差別に関する、公的機関向けの反人種差別トレーニングのカリキュラム、および反人種差別トレーニングの基準と目標を設定すること

(c) (b)号に基づく各目標の達成に向けた進捗状況を評価するために使用される指標を設定すること

(2) 政府は、第(1)項に規定するフレームワークの策定、ならびに基準、目標、および指標の設定を目的として、公的機関と協議しなければなりません。

10 公的機関は先住民族と協議し協力しなければならない

公的機関は、この部の規定を遵守するにあたり、先住民族と協議し協力しなければなりません。

11 先住民族特有の構造的人種差別に対する行動

(1) 公的機関は、自らの政策、プログラム、およびサービスにおいて先住民族特有の構造的人種差別を特定して排除し、先住民族のための人種平等を推進するための行動をとらなければなりません。

(2) 第(1)項に基づき公的機関がとる行動には、少なくとも以下を含めなければなりません：

(a) 先住民族特有の構造的人種差別に関連する、当該公的機関のための行動計画に含まれるあらゆる行動

(b) 第 9 条(1)(b)に基づき設定された反人種差別トレーニングのカリキュラムおよび反人種差別トレーニングの目標を達成することを目的とした行動

(c) 第 14 条(1)(a)に基づき確立された採用、保持、および昇進の目標を達成することを目的とした行動

(3) 第(1)項に規定する行動をとる前に、公的機関は、該当する場合、以下を考慮しなければなりません：

(a) 先住民族特有の構造的人種差別の特定と排除、および先住民族のための人種平等の推進に関連する、反人種差別データ法第 2 部に規定される情報

(b) 先住民族特有 of 構造的人種差別の特定と排除、および先住民族のための人種平等の推進に関する、反人種差別データ法第 17 条［研究の優先順位］に規定される研究

(c) 先住民族特有の構造的人種差別および先住民族のための人種平等に関する、反人種差別データ法第 19 条［統計またはその他の情報の公開］に基づき公開された統計またはその他の情報

(d) 第 12 条に基づき当該公的機関が実施した反人種差別評価の結果

(e) 先住民族から提供された、先住民族特有の構造的人種差別に関する情報

(4) 第(3)項(e)に規定する情報を受け取り、または使用する際、公的機関は以下を行わなければなりません：

(a) コミュニティへの危害の特定、防止、軽減、および最小化を考慮すること

(b) 規制で定められたその他の要件を遵守すること

12 先住民族特有の反人種差別評価

(1) 公的機関は、第 9 条(1)(a)［政府の責任］に基づき策定された反人種差別評価フレームワークに従って、反人種差別評価を実施しなければなりません。

(2) 第(1)項に基づき反人種差別評価を実施する目的は、第 11 条(1)に基づき公的機関がとる行動に情報を提供することであり、これには以下のための行動が含まれますが、これらに限定されません：

(a) 先住民族特有の構造的人種差別を永続させる可能性のある政策、プログラム、およびサービスの改訂、停止、または置換

(b) 先住民族特有の構造的人種差別の特定と排除、および人種平等の推進のための政策、

プログラム、およびサービスの策定

13 先住民族特有の反人種差別トレーニング

(1) 公的機関は、以下の事項に関するトレーニングのカリキュラムを確立しなければなりません：

(a) 先住民族の歴史および文化

(b) 先住民族の権利に関する国際連合宣言

(c) 先住民族が経験してきた構造的人種差別、世代を超えたトラウマ、および植民地主義に根ざした暴力

(d) 条約上の権利、および条約締結ファースト・ネーションズと政府との関係

(e) 先住民族の文化的安全を尊重し支援する実践

(2) 公的機関は、カリキュラムに従って、その雇用者、ボランティア、および雇用した請負業者に対してトレーニングを提供しなければなりません。

(3) カリキュラムおよびトレーニングは、第9条(1)(b)［政府の責任］に基づき設定された基準に従わなければなりません。

14 先住民族特有の採用、保持、および昇進

(1) 公的機関は、以下を確立しなければなりません：

(a) 以下の事項に関する目標：

(i) 公的機関内における先住民族の個人の採用、保持、および昇進

(ii) 公的機関のシニアマネジメントにおける先住民族の個人の採用、保持、および昇進

(b) 各目標の達成に向けた進捗状況を評価するために使用される指標

(2) 公的機関は以下を行わなければなりません：

(a) 少なくとも2年ごとに目標および指標をレビューすること

(b) 各レビューの後、必要に応じて目標および指標を改訂すること

第五部 ― 構造的人種差別

15 委員会の責任

(1) 委員会は以下を行わなければなりません

(a) 公的機関が反人種差別評価を実施するための、反人種差別評価フレームワークを策定すること

(b) 公的機関向けの反人種差別トレーニングのカリキュラム、および反人種差別トレーニングの基準と目標を設定すること

(c) (b)号に基づく各目標の達成に向けた進捗状況を評価するために使用される指標を設定すること

(2) 委員会は、第(1)項に規定するフレームワークを策定し、基準、目標、および指標を設定しなければなりません

(a) 人種化されたコミュニティと協力することを通じて、および

(b) 公的機関と協議することを通じて

16 公的機関は人種化されたコミュニティと関わらなければならない

公的機関は、この部の規定を遵守するにあたり、人種化されたコミュニティと関わらなければなりません。

17 構造的人種差別に対する行動

(1) 公的機関は、自らの政策、プログラム、およびサービスにおいて構造的人種差別を特定して排除し、人種平等を推進するための行動をとらなければなりません。

(2) 第(1)項に基づき公的機関がとる行動には、少なくとも以下を含めなければなりません

(a) 当該公的機関のための行動計画に含まれるあらゆる行動

(b) 第15条(1)(b)に基づき設定された反人種差別トレーニングのカリキュラムおよび反人種差別トレーニングの目標を達成することを目的とした行動

(c) 第20条(1)(a)に基づき確立された採用、保持、および昇進の目標を達成することを目的とした行動

(3) 第(1)項に規定する行動をとる前に、公的機関は、該当する場合、以下を考慮しなければなりません：

(a) 構造的人種差別の特定と排除、および人種平等の推進に関連する、反人種差別データ法第2部に規定される情報

(b) 構造的人種差別の特定と排除、および人種平等の推進に関する、反人種差別データ法第17条［研究の優先順位］に規定される研究

(c) 構造的人種差別および人種平等に関する、反人種差別データ法第19条［統計または

その他の情報の公開］に基づき公開された統計またはその他の情報

(d) 構造的人種差別および人種平等に関して委員会が公的機関に提供した助言またはその他の情報

(e) 第 18 条(1)に基づき当該公的機関が実施した反人種差別評価の結果

(f) 人種化されたコミュニティから提供された、構造的人種差別および人種的不平等に関する情報

(4) 第(3)項(f)に規定する情報を受け取り、または使用する際、公的機関は以下を行わなければなりません

(a) コミュニティへの危害の特定、防止、軽減、および最小化を考慮すること、および

(b) 規制で定められたその他の要件を遵守すること

18 反人種差別評価

(1) 公的機関は、第 15 条(1)(a)［委員会の責任］に基づき策定された反人種差別評価フレームワークに従って、反人種差別評価を実施しなければなりません。

(2) 反人種差別評価を実施する目的は、第 17 条(1)に基づき公的機関がとる行動に情報を提供することであり、これには以下のための行動が含まれますが、これらに限定されません

(a) 構造的人種差別を永続させる可能性のある政策、プログラム、およびサービスの改訂、停止、または置換

(b) 構造的人種差別の特定と排除、および人種平等の推進のための政策、プログラム、およびサービスの策定

19 反人種差別トレーニング

(1) 公的機関は、以下の事項に関するトレーニングのカリキュラムを確立しなければなりません

(a) 構造的人種差別および人種的不平等

(b) 人種化された個人およびコミュニティに対する文化的安全と尊重を支援する実践

(2) 公的機関は、カリキュラムに従って、その雇用者、ボランティア、および雇用した請負業者に対してトレーニングを提供しなければなりません。

(3) カリキュラムおよびトレーニングは、第 15 条(1)(b)［委員会の責任］に基づき設定された基準に従わなければなりません。

20 採用、保持、および昇進

(1) 公的機関は、以下を確立しなければなりません

(a) 以下の事項に関する目標

(i) 公的機関内における人種化された個人の採用、保持、および昇進

(ii) 公的機関のシニアマネジメントにおける人種化された個人の採用、保持、および昇進

(b) 各目標の達成に向けた進捗状況を評価するために使用される指標

(2) 公的機関は以下を行わなければなりません

(a) 少なくとも2年ごとに目標および指標をレビューすること

(b) 各レビューの後、必要に応じて目標および指標を改訂すること

第六部 — コンプライアンス

21 コンプライアンス・レビュー

(1) 大臣は、随時、一つまたは複数の公的機関に対し、以下の事項に関するレビューを実施する者を指名することができます。

(a) 公的機関による本法律および規制の遵守状況

(b) 当該公的機関に関連する行動計画の実施における進捗状況（以下を含むが、これらに限定されない）:

(i) 行動計画で設定された目標の達成に向けた公的機関の進捗状況

(ii) 構造的人種差別および先住民族特有の構造的人種差別を特定して排除し、人種平等を推進するために、その政策、プログラム、およびサービスにおいてとられた行動の有効性

(c) 政策、プログラム、およびサービスにおいて構造的人種差別および先住民族特有の構造的人種差別を特定して排除し、人種平等を推進するために公的機関がとったその他の行動

(2) 大臣は、レビューの条件を設定することができます。

(3) 第(1)項に基づき指名された者は、大臣が設定した条件に従ってレビューを実施しなければなりません。

(4) レビューの完了後、指名された者は大臣に報告書を提出しなければならず、そこには以下を記載しなければなりません。

(a) レビューの結果

(b) 第(1)項に規定する事項に関して当該人物が行う勧告（ある場合）

(5) 第(4)項に基づく報告書を受け取った後、大臣は速やかに以下を行わなければなりません。

(a) 立法議会が会期中の場合は、報告書を立法議会に提出する

(b) 立法議会が閉会中の場合は、報告書を立法議会事務局長に提出する

(6) 第(5)項に従った後、実行可能な限り速やかに、大臣は以下を行わなければなりません。

(a) 報告書を公開すること

(b) 報告書をアクセシブルな形式で提供すること

22 コンプライアンス命令

(1) 公的機関が以下のいずれかを行っていないと大臣が判断した場合、大臣はコンプライアンス命令を発出し、公的機関に対し大臣が指定する行動をとるよう要求することができます。

(a) 本法律または規制を遵守すること

(b) 当該公的機関に関連する行動計画に含まれる行動の実施において、満足のいく進捗を遂げること

(2) 第(1)項に基づき公的機関に対してコンプライアンス命令を発出する前に、大臣は当該公的機関に対し以下を提供しなければなりません。

(a) 命令案の通知

(b) 意見を述べる機会

(3) コンプライアンス命令を発出する際、大臣は以下の事項を考慮しなければなりません。

(a) 構造的人種差別および先住民族特有の構造的人種差別を特定して排除し、人種平等を推進するために公的機関がとった行動

(b) 行動計画において当該公的機関のために設定された目標の達成に向けた進捗状況

(c) 当該公的機関に関して委員会から受け取った助言

(d) 第21条(1)または第26条(1)に基づき指名された者から受け取った、当該公的機関に関する勧告

(4) コンプライアンス命令を発出した後、実行可能な限り速やかに、大臣は当該命令を公開しなければなりません。

第七部 ― 説明責任

23 公的機関の年次報告書

(1) 2026 年 4 月 1 日以降に開始する政府の各会計年度において、公的機関は、構造的人種差別および先住民族特有の構造的人種差別を特定して排除し、人種平等を推進するためにその年度に公的機関がとった行動を記述した報告書を作成しなければなりません。

(2) 年次報告書には、以下の事項に関する公的機関の進捗状況についての情報を含めなければなりません。

(a) 行動計画で設定された指標を用いて評価された、行動計画において当該公的機関のために設定された目標の達成

(b) 第 9 条(1)(c)および第 15 条(1)(c)に基づき設定された指標を用いて評価された、第 9 条(1)(b)［政府の責任］および第 15 条(1)(b)［委員会の責任］に規定する反人種差別トレーニングのカリキュラムおよびトレーニングの目標の達成

(c) 第 11 条(1)［先住民族特有の構造的人種差別に対する行動］および第 17 条(1)［構造的人種差別に対する行動］に規定する行動の実施

(d) 第 14 条(1)(b)および第 20 条(1)(b)に基づき公的機関が確立した指標を用いて評価された、第 14 条(1)(a)［先住民族特有の採用、保持、および昇進］および第 20 条(1)(a)［採用、保持、および昇進］に規定する目標の達成

(3) 公的機関は、翌会計年度の 5 月 31 日までに、政府の当該会計年度の年次報告書を大臣に提出しなければなりません。

(4) 大臣に年次報告書を提出した後、実行可能な限り速やかに、公的機関は以下を行わなければなりません。

(a) 報告書を公開すること

(b) 報告書をアクセシブルな形式で提供すること

24 一般の反応

第 23 条(4)に基づき報告書を公開した後、実行可能な限り速やかに、公的機関は以下を行わなければなりません。

(a) 報告書について一般からのフィードバックを求めること

(b) 先住民族、人種化されたコミュニティ、および公的機関の代表者の間で、尊重に満ちた、開かれた、かつ効果的な対話を行う機会を創出すること

25 大臣の年次報告書

(1) 2026年4月1日以降に開始する政府の各会計年度において、大臣は以下の事項を記述した報告書を作成しなければなりません。

(a) 構造的人種差別および先住民族特有の構造的人種差別を特定して排除し、人種平等を推進するために、その年度に公的機関がとった行動

(b) 以下の目標達成に向けた公的機関の進捗状況：

(i) 行動計画で設定された指標を用いて評価された、行動計画で設定された目標

(ii) 第9条(1)(c)および第15条(1)(c)に基づき設定された指標を用いて評価された、第9条(1)(b)および第15条(1)(b)に規定する反人種差別トレーニングのカリキュラムおよびトレーニングの目標

(iii) 第14条(1)(b)および第20条(1)(b)に基づき設定された指標を用いて評価された、第14条(1)(a)および第20条(1)(a)に規定する採用、保持、および昇進の目標

(2) 第(1)項に基づく報告書の作成にあたり、大臣は、構造的人種差別、先住民族特有の構造的人種差別、および人種的不平等に関して、当該会計年度に公的機関または政府が公開した報告書を考慮しなければなりません。

(3) 大臣は、各会計年度の9月30日までに以下を行わなければなりません。

(a) 政府の直近の会計年度に関する報告書を公開すること

(b) 報告書をアクセシブルな形式で提供すること

26 本法律および規制の独立したレビュー

(1) 2029年5月1日まで、およびその後少なくとも5年ごとに、大臣は本法律および規制の独立したレビューを実施する者を指名しなければなりません。

(2) 大臣は、レビューの条件を設定することができます。

(3) 条件には、指名された者が以下の事項をレビューすることを義務付けなければなりません。

(a) 本法律および規制の有効性

(b) 行動計画、ならびに本法律および規制の実施における公務機関の進捗状況（以下を含むが、これらに限定されない）：

(i) 公的機関がとった行動と行動計画の目標との整合性

(ii) 構造的人種差別および先住民族特有の構造的人種差別の特定と排除、および人種

平等の推進における公的機関の行動の有効性

27 レビューの要件

(1) 第26条(1)に基づき指名された者は、大臣が設定した条件に従ってレビューを実施しなければなりません。

(2) 指名された者は、先住民族と協議し協力してレビューを実施しなければなりません。

(3) 指名された者は、レビュー期間中、少なくとも以下の者と協議しなければなりません。

(a) 先住民族特有の構造的人種差別の排除および人種平等の推進のための業務において専門知識を有する個人

(b) 構造的人種差別の排除および人種平等の推進のための業務において専門知識を有する個人

(c) 人種化された個人およびコミュニティ

(d) 人種化された個人またはコミュニティを支援する団体

(e) 委員会

(f) 人権法に基づき任命された人権委員

(4) レビューの完了後、指名された者は大臣に報告書を提出しなければならず、そこには以下を記載しなければなりません。

(a) レビューの結果

(b) 以下の事項に関して当該人物が行う勧告（ある場合）:

(i) 行動計画の実施、または本法律および規制の実施もしくは有効性を改善するためにとるべき行動

(ii) 本法律および規制の改正

(5) 第(4)項に基づく報告書を受け取った後、大臣は速やかに以下を行わなければなりません。

(a) 立法議会が会期中の場合は、報告書を立法議会に提出する

(b) 立法議会が閉会中の場合は、報告書を立法議会事務局長に提出する

(6) 第(5)項に従った後、実行可能な限り速やかに、大臣は以下を行わなければなりません。

(a) 報告書を公開すること

(b) 報告書をアクセシブルな形式で提供すること

第八部 — 助成金

28 助成金の申請

(1) ブリティッシュ・コロンビア州においてファースト・ネーションズ、メティ、またはイヌイットの個人もしくはグループを支援する先住民族団体は、以下の目的のために大臣に助成金を申請することができます。

(a) 先住民族特有の構造的人種差別の特定および排除、ならびに人種平等の推進

(b) 先住民族特有の構造的人種差別によって生じた、先住民族の個人への危害およびコミュニティへの危害への対応

(2) 第(1)項に規定する団体を除き、ブリティッシュ・コロンビア州において人種化された個人またはそのグループを支援する非営利団体は、以下の目的のために大臣に助成金を申請することができます。

(a) 構造的人種差別の特定および排除、ならびに人種平等の推進

(b) 構造的人種差別および人種的不平等によって生じた、個人への危害およびコミュニティへの危害への対応

(3) 本条に基づく助成金の申請は、以下を行わなければなりません。

(a) 助成金を申請するプログラムの性質を記述すること

(b) 大臣が要求するその他の情報および記録を提供すること

29 大臣は助成金を提供できる

(1) 大臣は、第 28 条(1)または(2)に基づき行われた助成金申請を評価するための基準を設定することができます。

(2) 申請が第(1)項に基づき設定された基準を満たす場合、大臣は、その裁量により、立法議会からその目的のために充てられた資金から、第 28 条(1)または(2)に基づく申請者に対して助成金を支給することができます。

(3) 大臣は、本条に基づき支給される助成金に対し、大臣が適切と認める条件を課すことができます。

第九部 ― 一般規定

30 違反法第 5 条は適用されない

違反法第 5 条［一般違反］は、本法律または規制には適用されません。

31 規制

(1) 副総督は、行政会議において、解釈法第 41 条［規制制定権限］に規定される規制を制定することができます。

(2) 第(1)項を制限することなく、副総督は行政会議において以下の通り規制を制定することができます。

(a) 本法律に基づき公開される文書のアクセシブルな形式について

(b) 第 9 条(1)(a)［政府の責任］または第 15 条(1)(a)［委員会の責任］に基づき確立された反人種差別評価および反人種差別評価フレームワークについて（以下を含むが、これらに限定されない）:

(i) 反人種差別評価の形式および内容

(ii) 反人種差別評価を実施しなければならない頻度

(c) 反人種差別トレーニングのカリキュラムおよび反人種差別トレーニング、ならびに政府（第 9 条(1)(b)および(c)）または委員会（第 15 条(1)(b)および(c)）によって設定された基準、目標、および指標について

(d) 第 11 条(4)(b)［先住民族特有の構造的人種差別に対する行動］の目的のために、第 11 条(3)(e)に規定する情報の受け取りおよび使用に関連する要件を確立すること

(e) 第 17 条(4)(b)［構造的人種差別に対する行動］の目的のために、第 17 条(3)(f)に規定する情報の受け取りおよび使用に関連する要件を確立すること

(f) 第 29 条［大臣は助成金を提供できる］に基づく助成金について（以下を含むが、これらに限定されない）:

(i) これらの助成金の目的、金額、または受領者の制限

(ii) 助成金を支給できる、または支給しなければならない条件

(3) 本法律に基づいて制定される規制は、以下の事項のうち一つ以上を行うことができます。

(a) 事項を特定の者に委任すること

(b) 特定の者に裁量権を付与すること

(c) 公的機関、人、物、状況、またはその他の事項の区分または範疇を確立または定義す

ること

(d) 異なる公的機関、人、物、状況、もしくはその他の事項に対して、またはそれらの異なる区分もしくは範疇に対して、異なる規制を定めること

関連する改正

多文化主義法

32 多文化主義法（R.S.B.C. 1996, c. 321）第1条、第4条、第5条、および第6条は廃止されます。

33 第7条(2)は廃止され、以下に置き換えられます。

(2) 大臣は、各会計年度における本法律の運営および実施に関する報告書を作成しなければなりません。

施行

34 本法律の以下の表の第1欄に記載される規定は、表の第2欄の規定に従って施行されます。

項目	第1欄：法律の規定	第2欄：施行
1	この表に別途記載されていないすべての事項	裁可の日
2	第32条および第33条	2024年6月30日

説明注釈

本法案は、以下を提供することにより、構造的人種差別および先住民族特有の構造的人種差別の特定と排除、ならびに人種平等の推進を支援します。

- 州立反人種差別行動計画

- 先住民族との協議および協力、ならびに人種化されたコミュニティとの関わり

- 州立反人種差別委員会

- 構造的人種差別および先住民族特有の構造的人種差別の特定と排除、ならびに人種平等の推進に関する、公的機関への要件